

2022 年 11 月 29 日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市教育長 三宅 泰司 様

日本共産党岡山市議団

団長 竹永 光恵

2023（令和5）年度 岡山市予算編成要求書

—大型事業より暮らし最優先の岡山市政を—

1 新型コロナ対策を最優先に

(1) 検査の拡充を

- ①PCR 検査は、希望すれば誰でも、いつでも、何度でも、無料で、大規模に受けられるようにすること。
- ②抗原定性検査キットを市民に無料配布すること。

(2) 事業者、市民への支援を手厚く

- ①コロナの影響等で前年比3割以上減収等の場合に、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の保険料が減免される「コロナ減免」の適用判断の際に、基準となる前年収入に持続化給付金をはじめとするコロナ支援金等を含めるようにすること。
- ②国民健康保険のコロナ対応の傷病手当金については、自営業者も対象に含めること。
- ③社会福祉協議会の特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。
- ④事業者等の固定費（家賃、水光熱費）への支援を継続的に行うこと。
- ⑤コロナ陽性者が死亡した場合には市が専用の納体袋を支給することを、医療機関や高齢者施設等に周知徹底すること。

(3) 医療機関、福祉施設等への支援と体制拡充を

- ①施設従事者の定期検査用の抗原定性検査キットは、早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。また、通所の介護や看護サービス事業所にもキットを配布すること。
- ②施設内においてクラスターが発生した際の従事者や利用者の検査を、市として行うこと。そのための検査キットを確保すること。
- ③流行期にも希望者全員が発熱外来を受診できるよう、発熱外来の増設を医療機関や関係団体等に働きかけること。
- ④コロナ病床の増床を国・県に強く働きかけること。また、医療機関の入院患者や高齢者施設等の入所者がコロナ感染した場合は、コロナ病床への移送を原則とするようにすること。
- ⑤医療従事者等への慰労金を支給すること。
- ⑥医療機関、高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等において、事業継続を支援する観点から、コロナ感染で従事者の確保が困難になった場合に、同業種間相互で人的支援ができる仕組みを構築すること。

(4) 子ども達への対応は丁寧に

- ①不登校のうち、新型コロナの感染や感染不安を理由とする児童生徒について、長

期欠席の人数を把握すること。また、一人一人についてその後の経過を実態把握すること。

- ②学校園でクラスターが発生した際には、受診や外出自粛を促して感染拡大を抑止する観点から、同学年や部活動等関わりのある児童生徒には、発生連絡をすること。
- ③教室のエアコンについて、年間を通じて換気と学習環境維持を両立できるよう、適切に稼働させること。適切稼働のための燃料費の予算を確保すること。
- ④就学前施設や学校における発達保障や学習保障のために、市として口元が見えるマスクを確保し、必要に応じて配布すること。

(5) 情報提供や相談対応は分かりやすく

- ①累次の対応変更もあって、自分や近い人が陽性になったときにどうすればいいか分からない、市のホームページ等を見てもわかりにくい、との声がある。市民への分かりやすい周知を徹底すること。
- ②市販されている抗原定性検査キットについて、「体外診断用医薬品（医療用）」と「研究用」の2種類があり、公的な判定には「医療用」を用いなければならないことを、市民に分かりやすく周知徹底すること。
- ③接種できるワクチンの種類が増え、それぞれ異なっている対象者の条件等について、市ホームページや予約申し込みサイトでは分かりにくい表示になっている。早急に改善すること。
- ④ワクチン接種後の長期副反応（後遺症）に関して、こういった事例があるのか、どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関して、市として実態把握するために、集中的な電話相談を行うこと。また、市内の医療機関等とも連携して情報収集すること。市として相談窓口を設けることを視野に検討すること。

(6) 保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるよう、これまでの他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。感染症対応の専門家を長期的な視野で育成すること。

2 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

(1) 市として事業をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源を作り出すこと。

- ①路面電車の駅前広場乗入及び広場改修は中止すること。
- ②吉備線LR T化の協議から撤退すること。
- ③本庁舎整備は必要最小限なものとする。

- ④苫田ダム受水費について見直すこと。
- ⑤アリーナ整備は行わないこと。
- ⑥瀬戸内斎場の共同整備からは撤退すること。

3 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

(1) 水道料金について

- ①引き上げを行わないこと。
- ②エネルギー価格高騰分を他の事業と同様に、一般会計からの繰入を行うこと。
- ③水道会計を支えるために、一般会計から繰り入れを行うこと。
- ④上下水道を合わせた料金は政令市比較でも高い状況にある。低所得者減免の導入を検討すること。

(2) 経済的に厳しい状況に置かれている市民への対策を強化すること。

- ①市独自の給付金など、支援策を講じること。
- ②物価高騰による困窮に対応した税の減免制度を創設すること。
- ③ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済支援を拡充すること。
- ④自立支援の必要な若者への支援を進めること。対象者をアウトリーチで見つけ出し、つながっていく仕組みづくりを進めること。
- ⑤学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、状況を把握すること。
- ⑥市内在住の学生等については、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。
- ⑦市として、社協の制度を含め、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。

(収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。)

(3) 中小企業・個人事業主等に対して多面的・継続的に支援を強化すること。

- ①支援金等については、継続的なものに拡充すること。
- ②支援策の実施に当たっては、減収要件を厳しくしないようにするなど対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。
- ③事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用などを補助すること。
- ④事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。

(4) インボイス導入は、実質的に新たな増税となり、中小事業者の廃業・倒産を引き起こし、フリーランスの事業の発展を阻害するもので、中小企業振興を重視する市にとっても問題であることから、市として導入中止を国に求めること。

(5) 農林漁業者に対する支援を強化すること。

①米価の低迷が続いていることから、国に市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう意見すること。

②市として、米農家に米価下落を補填する支援金を支給すること。

③畜産、酪農や漁業等についても、実情を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

④エネルギーや肥料の費用高騰への支援事業について、補助対象期間を延長するなど、引き続く高騰に継続的に支援すること。

4 災害から市民生活を守るために

「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制・改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

(1) 要配慮者が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。

②福祉事業者への委託は、地域での作成が困難なところから進めること。

③昼と夜では要配慮者本人も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定できるようにすること。

④福祉避難所について

a) 最初からでも避難できるよう変更されたことなど運用について、関係者に周知すること。危機管理室で状況把握すること。

b) 該当施設の福祉避難所としての感染対策、資材の支援を市として行うこと。

(2) 自主防災組織に市として責任を

①自主防災組織は、小規模な町内会を連合町内会任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。

②マンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針確立すること。

③自主防災組織への活動運営費補助金を食料備蓄にも使えるようにすること。

(3) 避難所について

①避難所や避難場所の数を、教室やホテル等、私立学校なども視野に入れて増やす

こと。新規の避難所等については、直ちに公表・周知すること。

- ②車中避難への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。

(4) ハザードマップの改善・充実を

- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。また、市ホームページでの検索もわかりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。
- ②改訂版も全戸配布すること。その際には、全部をワンセットにして、全部同じ書式で配布すること。
- ③浸水区域を想定するにあたっては、内水は市内全域でシミュレーションして出すこと。洪水は最大想定雨量を用いること。

(5) 集中備蓄倉庫について、地域特性を考慮し、各区に複数箇所設けること。

(6) 2018 年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、総括をまとめて示すこと。

5 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について、岡山市の現状は、岡山県内で最低、全国でも 95%の自治体が中学卒業以上まで助成しているもとで極めて遅れている。

- ①18 歳まで無料化すること。
- ②県に助成を強く求めること。
- ③障害児について早急に無料化すること。

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

- ①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。
- ②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。
 - a) 所得制限なしで 18 歳までの均等割の負担をゼロにすること。
 - b) 傷病手当金を制度化すること。その際は、自営業者やフリーランスも対象に含めること。
 - c) 市独自の減免制度を拡充すること。就学援助相当の収入であれば、就学前児や高校生のいる世帯も対象に含めること。
 - d) 多子減免制度を創設すること。
 - e) 市の「4 割減免」の収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市

民には積極的に周知すること。

③引き続き資格証の発行をしないこと。

④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。

(3) 加齢に伴う補聴器の購入費用を助成すること。高齢者の補聴器使用は、認知症予防に効果があると共に、認知機能の改善に役立つとの研究もあり、介護・医療費用の縮減という政策面からも使用促進をはかるべき。

(4) 市として、介護保険の負担軽減を図るため以下を実現すること。

①保険料について、国保並みの市独自の減免制度を創設・拡充すること。今ある減免制度については、HP等で公開すること。

②保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

③負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。

④介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市として賃上げ支援を行うこと。

⑤ペナルティ回避のため、保険料納付の時効を無くすよう国に制度改善を求めること。

⑥2021 年 8 月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えた利用者の実態調査を行うこと。

⑦社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援すること。国に制度改善を求めること。

⑧第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、年金で入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デいの整備を進めること。

⑨国が 2023 年にも法改定を目指すとしている介護保険制度見直しに対して、利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

(2022 年 10 月 31 日に厚労省が社保審に示した制度見直しの論点は、①利用料 2～3 割負担の対象拡大、②要介護 1・2 の保険給付外し、③ケアプランの有料化、④老健施設などの多床室の有料化、⑤保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ、⑥補足給付の資産要件に不動産を追加、⑦「高所得者」の保険料引き上げ)

(5) 生活保護について、受給者の人権を大切に、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

①特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やし、孤独死を防止すること。

②扶養照会は、原則不要とすること。

③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。

- a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。
- b) エアコンなど主要家電が壊れた時の買い替え費用を支給または補助すること。
- c) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。
- d) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発ポスターをつくること。これまでの検討状況を示すこと。

④生活保護のケースワーカーについて

- a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。
- b) 異動サイクルを見直すなどして、制度を熟知し、高い人権意識をもち、専門能力を生かした対応が出来る職員を福祉事務所単位で育成すること。

(6) 障害児・者の支援拡充を

- ①心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。
- ②県に、精神医療費助成制度を統一して拡充するよう求めること。
- ③相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。
- ④放課後等デイサービスについて、市内で増加しているが、サービスの質に疑念を持たれる相談が寄せられている。また、スタッフの資格や人数など、基準が不十分な現状もある。
 - a) 市として、まず現状を把握すること。
 - b) 施設や従事者の発達支援に関する専門性を高めるよう取り組むこと。
- ⑤18歳以上の強度行動障害等に関する相談が増加している。市として実態を把握し、支援策を検討すること。
- ⑥市有施設のトイレを整備・改修する際には、すべてオストメイト対応にすること。
- ⑦補装具・日常生活用具について
 - a) 支援対象用具を実情に応じて拡大すること。特にオストメイト関連を増やすこと。
 - b) 耐用年数について、実情に応じて見直すこと。
- ⑧市発達障害者支援センター「ひかりんく」は土日も対応できるようにすること。
- ⑨福祉サービスの応益負担原則をあらためるよう国に意見すること。

(7) 引きこもり支援の抜本強化を

- ①今後、該当者やより複雑なケースが増える懸念があることを踏まえ、市ひきこもり地域支援センターの体制を拡充すること。
- ②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などもいることを前提に、職員の専門性を高めること。
- ③他市事例等も参考に、全市の実態把握を行うこと。
- ④自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。
- ⑤アウトリーチで当事者を見つけ出すこと。
- ⑥担当制でマンツーマンに関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。

⑦支援に際しては、社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。

(8) 無料低額診療の拡充と周知を

①院外調剤薬局の薬代を助成すること。

②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

(9) 制定から 10 年を経過したがん対策推進条例について、あらためて意義を見直し、施策を拡充すること。

①市独自の計画を策定すること。

②がん検診率が上がってない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。

a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。

b) 期間を通年にすること。

c) 広報を強化すること。

(10)「マイナ保険証」導入で開業医の廃業が増加するなどの声がある。市として市内医療機関や市民の実情をつかみ、マイナンバーカードを普及させるための健康保険証廃止に反対し、国に意見を言うこと。

6 子どもの健やかな成長のために

(1) 児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①この先、二度と児童虐待死事件を起こさせないとの強い決意を持ち、体制や仕組み、職員意識などすべてにわたって抜本的な見直しをはかること。

a)「軽度」を含むすべての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。保護者や関係者との面談を定期的に持つこと。状況が変わるごとにケース会議を行うこと。

b) DV の要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。研修を行うこと。DV 防止・被害者支援の部門とより緊密に連携をとれるよう体制を構築すること。

c) 虐待の程度や緊急度の判断、判断の変更を、的確に行えるよう人員体制を拡充すること。

d) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。

②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。

- a) 管理職は、経験者を配置するとともに、専門職として長期育成の視点を持つこと。
 - b) こども総合相談所の人員体制は、児童福祉司 1 人あたり 40 ケースを目指して、増員計画を立てること。その際、異動で一時保護所等の体制を弱める手法を取るのではなく純増をはかること。
 - c) 担当ケースを持たないスーパーバイザーを配置すること。
 - d) 県の児童相談所との連携強化や人事交流をはかること。
 - e) 有資格者は正規で配置すること。
- ③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわりが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。
- a) 専門職の配置について基準を定めること。
 - b) 保育士は経験者を配置すること。
 - c) アルバイトで補う体制はやめ、必要な人員は正規で配置すること。
- ④善隣館について
- a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。公募も視野にやる気のある専門人材を確保すること。
 - b) スーパーバイザーを配置すること。
 - c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、第三者機関が運営や児童の様子などを定期的に点検できるようにすること。所管課とこども総合相談所は、定期的なヒアリングを実施し、意見箱の入所児童の声は直接把握すること。
 - d) 地域住民やボランティア、NPO 団体などを含む運営委員会を設置し、地域に開かれた施設にすること。
 - e) 修繕費や備品費を適切に増額すること。
- (2) 市立幼稚園、保育園の廃止・民営化計画を中止すること。
- (3) 定員が 300 人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから懸念の声が上がっていることを踏まえ、市として大規模園をつくらない方針を持つこと。合わせて、就学前教育・保育施設の適正規模について、市として研究すること。
- (4) 保育園の副食費を無償にすること。
- (5) 市立園における教材費の保護者からの徴収について、共有して使う保育材料が公定価格に含まれていることから、不当な徴収の疑いがある。徴収をやめること。
- (6) 保育士を増やす施策を強化すること。
- ①児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行う

こと。特に0歳児2:1、1・2歳児5:1は速やかに実現すること。

- ②市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。
- ③市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。
- ④私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。
- ⑤看護師を、保育士代替ではなく専任で、全園に配置すること。アレルギー対応を強化すること。

(7)「保育園に入れない子」ゼロをめざして

- ①認可保育園整備を進めること。
- ②認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。これらの児童については、市として認可園への入所を確保する立場で施策を講じること。
- ③3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。
- ④市立幼稚園では預かり保育を実施すること。

(8) 障害児保育について

- ①公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。
- ②重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることをないよう、各園において施設整備を進めること。

(9) 病児保育を増やすこと。そのために補助を抜本的に増額すること。

(10) 放課後児童クラブについて

- ①待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。
- ②市立クラブについて
 - a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の多寡のみを見るのではなく、勤務時間帯が児童の下校時間にあたるかどうかについても、考慮に含めること。
 - b) 待機児童の有無に関わらず、年度途中でも入所申込を受け付けること。
 - c) 待機児童のいるクラブでの途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。
 - d) 保育指針に沿った保育計画をつくり、体験を充実させることなど、発達保障にとりくむこと。
 - e) 土曜や延長などの拡充部分だけでなく、行事や手作りおやつなどできなくなったことも含め、実際に行われている保育の中身についても、市立化の検証を

行うこと。

f) 支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。

g) 市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。

③運営委員会方式のクラブについて

a) 将来にわたって不平等な扱いをしないようにすること。

b) 国の補助メニューはすべて活用して、施策を充実すること。

④作業療法士の派遣を具体化すること。

⑤登録外の学童保育施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をするとともに、運営への支援策を講じること。

(11) 子ども貧困対策を強化すること。

①子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。

②市として子どもの権利を擁護する立場にたち、支援者を支援する観点から、居場所づくりなどの NPO 団体への支援を強化すること。具体的には人件費への補助など、継続的な支援の仕組みを構築すること。

③奨学金の充実を図ること。

a) 給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。

b) 市民や移住希望者などの貸与型奨学金の返済に補助すること。

④就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。

a) 物価高騰に対応して支給単価を引き上げること。

b) 認定基準を引き上げること。

c) 修学旅行、PTA 会費等、費目の全てを実費で支給すること。

d) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。

⑤自転車の安全対策を強化すること。

a) 条例化によってヘルメットの着用が義務化された小学生について、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を補助すること。

b) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担とならないようにすること。

⑥子ども貧困などの支援団体について、コロナ禍で活動できなくなっているところの実情を把握し、新たな支援を構築すること。

(12) ヤングケアラーについて

①総合的な実態把握のために、子どもに対する悉皆調査を行うこと。

②子どもと家庭に対する支援策を、専門家を交えて構築すること。あわせて、以下について早急に具体化すること。

a) 小中学校での家庭訪問を復活させること。

- b) 相談できる場所の広報を抜本的に強化すること。
- c) 家事支援ヘルパーを利用料負担なしで派遣すること。
- ③全ての窓口職員に対して、ヤングケアラーの観点を持つための研修を行うこと。
- ④不登校支援の取組とも連携を強化すること。

(13) 妊産婦支援について

- ①多胎児の出産・育児への支援を強化すること。
 - a) 多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。対象も就学前までに拡大すること。
 - b) 国の補助メニューで岡山市が制度化していないものについて、制度化を図ること。
 - c) 各種の妊産婦支援メニューに多胎児割引を設けること。
- ②産後ケアについて
 - a) 特に障害児に対しては、きめ細かな対応をとること。
 - b) 宿泊ケアを利用する際に他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。
- ③若年妊娠や高リスク妊娠について、経済的負担を軽減すること。
- ④すこやか赤ちゃん相談事業について、予約制をやめ、以前の開催形式に戻すこと。

7 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために

- ①教員の定数内非正規率を下げること。
- ②35人以下学級を前倒し実施すること。そのための正規教員増を行うこと。

(2) 学校給食について

- ①学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省も自治体負担が望ましいとしている燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。
- ②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。
- ③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。
- ④調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。民間比率7割にするとする合理的な根拠を示すこと。方針の決定や変更を行おうとする際には、市民への説明や周知を行うこと。
- ⑤給食食材の地産地消を充実させること。地産地消率の算出は食材数ベースに戻すこと。食材について、公会計化後も、学校によっては現在も行われている地元農家の産品使用を引き続き出来るようにすること。

(3) 総合教育会議と教育大綱について

- ①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。
- ②教育方針を考える際には、成績を指標にして子どもたちを駆り立てるのではなく、だれ一人取り残さない公教育のあり方に特化した議論をすること。子どもの意見を聴いて考えること。
- ③教育大綱は、具体的な計画に踏み込まないこと。
- ④「選択と挑戦を繰り返す」ことは子ども達を駆り立てることになりかねず、掲げるのをやめること。

(4) 平和教育について

- ①具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として市内の平和の取組事例を示すこと。戦跡巡りなど岡山空襲に関する取組を全校で位置付けること。
- ②義務教育期間中に全員が1度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。
- ③コロナ禍もあって、体験的な平和学習の後退が懸念される。現状を把握し、平和教育推進の取組の再構築をはかること。

(5) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

- ①不登校が増えている状況を直視し、学校の課題を検証すること。子どもも教員も行きたくなくなる学校づくりを進めること。制服や校則など、管理型教育の弊害が国際機関から指摘され、こどもをがんじがらめにしているのは日本だけとの声もある。
- ②子どもの選択肢を増やすこと。遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。取り組みは、授業日数に含められるようにすること。オンラインは早急に双方向型を確立すること。
- ③民間支援団体と積極的に連携し、対象全体の居場所確保をすすめること。
- ④不登校支援員の専門性の向上、処遇改善をはかること。
- ⑤児童生徒支援教室は、職員の正規化など質の向上をはかること。

(6) コロナをきっかけとする長期欠席や家庭の状況について

- ①「出席停止」について、児童・生徒一人一人の休んでいる理由や傾向や期間、本人の意向か保護者の判断か、それぞれに応じた学校側の対応、学校全体や市教育委員会全体としての「出席停止」への対策などについて分析すること。分析結果は公表すること。
- ②コロナ禍において家庭の貧困状況が懸念される。子ども達の心のケアに、これまで以上に注力すること。
 - a) スクールソーシャルワーカーを各学校に常駐させること。「学校と福祉をつなぐ」ではなく、学校現場に居て子どもの背景にある家庭を直接支援する福祉

の専門職が、家庭にとっても学校にとっても必要である。

b) スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。
経験の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。

③家庭でオンライン学習をする際に貸し出す Wi-Fi 機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

(7) 学校現場での性教育について

①「生命の安全教育」に包括的性教育の視点を取り入れ、子どもの発達を踏まえ 9 年間を見通した計画を立てること。避妊など具体的に教えること。

②包括的性教育の推進にあたっては、包括的性教育研究会と連携すること。

③リプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方を位置づけ、市の関係部局が連携して推進すること。

(8) 生理用品は、トイレットペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。

(9) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。

(10) 過大規模校の、運動場の広さが足りず児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、解消に向けて早急に対処すること。

(11) 岡山っ子スタート・サポート事業について、配置基準の「30 人以上」をなくし、毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。

(12) 図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。

(13) 全ての特別教室にエアコンを設置すること。体育館にも常設型を検討すること。

(14) 医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。

(15) 制服は、性的多様性に対応でき、人権に配慮したものとなるようガイドラインを示すこと。児童生徒の「自主性」にすり替えることなく、人権に関わる問題だとの視点を持ち、教育委員会として責任をもって取り組むこと。

(16) 岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。生活習慣に関する調査は別途行うこと。

(17) 公立夜間中学について

- ①開校スケジュールを前倒しすること。
- ②在籍上限は、短すぎないように慎重に検討すること。
- ③原則随時入学できるようにすること。
- ④1 クラスは、40 人より少人数にすること。
- ⑤軽食も含め給食を提供できるようにすること。

(18) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。

(19) 校納金同意書は、廃止すること。

(20) 防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

(21) 県家庭教育応援条例を岡山市に持ち込ませないこと。

(22) 統一協会やその関連団体を講師やボランティアに呼ばないこと。イベントを後援しないこと。

8 地域の農業を持続可能なものとするために

(1) 農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充し、水田活用交付金は削減ではなく拡充するよう国に求めること。

(2) 有害鳥獣対策を強化すること。

- ①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。広域連携も視野に、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。
- ②他市事例を参考に、防護柵の維持管理や草刈りなどへの補助制度を設けること。
- ③利活用について、経済性や地域振興など多面的に研究を進めること。

(3) プラスチック被覆肥料について、水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどを農家任せにせず、市として情報提供や資材支援、肥料費への支援に取り組むこと。

(4) 小さい農地の活用が難しいとの声がある。耕作継続困難の相談も寄せられている。現在の農地中間管理機構では限界もあり、市として課題を把握し研究を進める

こと。

- (5) J Aの統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。

9 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

- (1) 市街地の拡大の大きな要因であり、立地適正化計画とも大きく矛盾している 50 戸連たん制度は、ただちに廃止すること。

- (2) 市街地で放置されている空き屋への対応について

- a) 利活用・再生を抜本的に促進するための税制優遇・購入補助などの仕組み、制度を構築すること。
- b) 所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、国に対策を求めること。市としても、必要な対応を急いで取ること。

- (3) 再開発事業は、個々の事業の採算性について市として中止も視野に検証すること。中心市街地の街づくりの方針を明確にすること。計画性を持つこと。巨費投入が前提となっていることから、市の財政負担を考慮し件数制限すること。

- (4) 公共交通について

- ①交通政策は、交通不便地域の 20 万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも立てること。
- ②地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。バスの市内路線の減便廃止を抑制し維持するための予算を増額すること。
- ③バス路線再編の協議再開に、市がイニシアチブを発揮すること。
- ④フィーダー交通について、国補助金の有効活用も視野に入れながら、維持・確保の施策を急ぐこと。
- ⑤高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。
- ⑥デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。
- ⑦1 日 2000 人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR 上道駅にエレベーター設置を急ぐこと。

- (5) 生活道路の補修・改善に力を入れること。歩道の改修・整備や点字ブロックの

改修・延伸などとあわせて、バリアフリー化を促進すること。

(6) 公道における自転車道の整備を促進すること。河川敷の遊歩道や自転車道については実態を把握し、全ての利用者の安全確保を図るための施策を進めること。

(7) 市営住宅について

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。
- ②全体の管理戸数について、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。
- ③家賃を引き下げること。
- ④共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。
- ⑤市外現住者も市内移転を希望している場合は、応募可能とすること。
- ⑥火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。提供される物品の一覧を消防団に提供するなど、情報共有と周知をはかること。
- ⑦近年では民間賃貸住宅でもエアコンはあらかじめの設置が一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。
- ⑧大規模災害などの発生時の対応について、入居者や町内会等任せにせず、自主防災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。入居者からどう避難すればいいかわからないとの声が上がっている。入居者の避難について仕組みの構築が遅れているとの声がある。
- ⑨入居者の年齢バランスを考慮し、多様な層が入居できるようにすること。
- ⑩共有スペースの管理について、市の責任を果たすこと。
- ⑪建て替え後の家賃上昇を抑制すること。
- ⑫建て替え時の集会所のエアコンや備品について、市で設置すること。
- ⑬住み替えの条件を緩和すること。

(8) 芸術創造劇場の大ホール・中ホールを含め、利用料や付属設備使用料について、減免規程によっても今までより負担増なのは間違いない。負担軽減に努めること。特に学生や福祉団体等の利用については、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。

(9) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけではなく、営業継続のための支援という政策の面からも制度を創設すること。

(10) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、従来の経過も十分踏まえた上で、再度行うこと。

(11) 北斎場について、周辺の環境への影響調査を継続するとともに、住民との対話

を継続し、丁寧な説明を続けること。

10 自然・生活環境を守っていくために

(1) 二酸化炭素実質排出削減の 2030 年の目標を国並みではなく、より引き上げる
こと。

(2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを公表し、
早急に具体化すること。

(3) 地球温暖化対策室を格上げすること。全庁的にリーダーシップを取れる体制を
構築すること。

(4) 市有施設の再生可能エネルギー導入促進について

①市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視した上
で、取り組みを加速すること。

②まず、全部局で、再生可能エネルギーの発電量と、その建物の総使用量を把握す
ること。市民にも公開すること。

③すべての市有施設で、自家消費を基本とし、余剰は売電または蓄電する再生可能
エネルギーを導入すること。設置できそうなところに設置するという受動的な構
えではなく、100%設置をめざすこと。全庁的な指針を示すこと。

④未利用地を太陽光発電等に活用すること。

⑤蓄電池の設置目標を立てること。

(5) 市民の再生可能エネルギー導入促進について

①住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置
数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。

②導入促進のための補助を充実させること。

③電気自動車、蓄電池、太陽光発電について、重点的に補助率を拡充すること。

④市民が地域で取り組めるエネルギー事業など先進事例を研究し、公表すること。

(6) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡
充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。

(7) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、
取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。

- (8) 有料ごみ袋について、石油由来原料を使わない製品に切り替えること。
- (9) 改定ごみ処理基本計画は、設定した目標が不十分なため、焼却ごみは抜本的に減らす立場で見直すこと。
- (10) 焼却場は、将来的に2カ所体制をめざすこと。焼却ごみを無くしていく目標を持つこと。
- (11) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。
- ①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の助成などのインセンティブを設けるなどして促進すること。
 - ②学校や市場をはじめ市有施設から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。
 - ③市としても再資源化施設を整備すること。将来的には、岡南焼却場に生ごみ再資源化施設を併設すること。
- (12) プラごみを含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。ごみの分別は、住民説明会を徹底するなど、市民理解を得るようにしながら進めること。リサイクル推進員など町内単位の資源化ゴミ出しが負担にならないよう、補助などを拡充すること。
- (13) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。
- (14) ごみ収集ステーションの設置を促進すること。
- ①路上に回収場所があるところについては、道路の安全確保や環境美化の観点からもステーションを設けられるよう支援すること。
 - ②補助を増額する、市有地を提供するなど、設置しやすくすること。
- (15) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。
- (16) ふれあい収集について
- ①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。
 - ②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。
- (17) 事業系ごみについて。
- ①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。
 - ②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。

(18) 産廃について

- ①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。
- ②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないとの政策的立場に立つこと。
- ③水源保護条例を制定すること。

(19) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

(20) 海ごみについて

- ①県や関係市町村等と協力して実態把握に努めるとともに、削減の目標と計画を持つこと。
- ②ボランティア団体等への支援を強化すること。
- ③製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。
- ④用水路へのネット設置を促進すること。

(21) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）にもとづく代替業務はただちに終結すること。

(22) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。

(23) 地域猫事業について、毎年継続して取り組めるよう2年の制限を撤廃すること。

1 1 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

(1) 「今後における同和問題解決の基本方針」は速やかに廃止すること。

(2) DV 被害者支援について

- ①被害者の自立まで一貫した支援ができるよう人員体制の拡充など支援策を構築すること。
- ②配偶者暴力防止相談支援センターの相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。正規化すること。
- ③シェルター運営に関わる民間団体について、質向上を支援すること。

(3) 性暴力被害者支援について

- ①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24 時間対応できるようにすること。
- ②被害者にアフターピルが提供できる仕組みを構築すること。
- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるよう資金支援すること。
- ④被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

(4) 仁愛館について

- ①自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。
- ②館長の公募など、運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。
- ③改修にあたっては、困難女性支援法や性暴力被害者支援法との連携も視野に入れること。
- ④入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。

(5) ユースクリニックを本事業化すること。

(6) 生理用品を市有施設のトイレにも常設すること。

(7) 「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

(8) パートナーシップ宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。県内や政令市で同様の制度が広がるよう先行市として働きかけること。

(9) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

(10) 困難女性支援法が 2024 年に施行されるにあたって、市として基本計画を策定すること。関係団体や専門家も交えて支援内容を構築すること。

1 2 岡山市の行政のあり方について

- (1) 地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所（※）を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させ

ること。(※高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの)

(2) 職員体制について

- ①職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたもの
にすること。
- ②特に以下の職種については、速やかに必要数をすべて正規化すること。
 - a) 公民館職員
 - b) 保育士
 - c) 図書館司書
 - d) 栄養職員
 - e) 保健師
- ③「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに
抜本改善すること。
- ④不払い残業・持ち帰り残業とならないよう、残業手当を支給すること。特に短時
間勤務の非正規職員について、適切に支給するとともに、支給されるようになった
ことと申請方法についての周知を十分行うこと。必要な予算を確保すること。

(3) 平和の課題に対する市の取り組みについて

- ①平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来的業務の性質からの乖離を考慮し
ても、平和を専管する部署を独立して設けること。
- ②空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。
 - a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。
 - b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。
- ③市内の戦争・戦災遺跡についてマップを作成し、学校や市民に配布すること。

(4) 事業者指導課の体制の抜本拡充と監査機能の強化について

- ①事業者指導課の体制は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。
- ②児童・高齢・障害の分野ごとの部署分離を検討すること。
- ③毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの实地監査をするなど、監査
を強化すること。

(5) 上下水道について

- ①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。
- ②広域水道企業団の事業について
 - a) 2期工事を中止するよう求めること。
 - b) 契約水量（基本水量、責任水量）の見直しを求めること。
- ③下水道事業は、企業会計を熟知した職員の育成につとめること。
- ④下水道の敷設の計画は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しない
ようにすること。対応は合併浄化槽とし、補助の拡充をはかること。

(6) 投票率向上に関して

- ①選挙公報の全戸配布を今後も堅持すること。必要な予算を確保すること。
- ②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすることや、当日や期日前の投票場所を大型商業施設や大学等に設置するなど、投票しやすい環境整備につとめること。

(7) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。

(8) 中央公民館廃止後の公民館振興室について、検証すること。

(9) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。